



会友制度に関する規約

2022年9月29日 第3回理事会制定

(目的)

第1条 本規約は一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第11条の2に基づき設けられる会友制度の事項について定めるものである。

(会友制度の趣旨)

第2条 会友制度は、本会における学術および技術の調査・研究成果を、より広く普及し活用を進めるために設けるものとする。原子力に少しでも関心を持つ多くの人に会友となってもらうことにより、客観的な情報や専門家との交流の機会を提供するとともに、本会の活動への関心を掘り起こし、入会者の増加にも取り組むこととする。

(会友資格)

第3条 会友となるための資格はこれを特に定めない。

(会友となるための手続きなど)

第4条 本会ホームページ上に設けられた会友登録サイトにおいて、必要な情報（別途定める細則による）を入力することにより会友になることができる。

2 第2条の趣旨に鑑み、会友となるための会費、登録費等の金銭的負担はこれを求めない。

(会友へ提供するサービス)

第5条 会友に対する提供サービスは第2条の趣旨にしたがい、別途定める細則によるものとする。

(会友登録の解除)

第6条 会友登録の解除は自らの意思でいつでもおこなうことができる。

2 本会の活動を意図的に妨害する行為があった場合、本会の判断で会友登録を解除する場合がある。このことについて会友登録時に了解を求める。

(その他)

第7条 会友制度運営の詳細については、本規約第4条、第5条にて参照された事項等、会員サービス委員会にて別途定める細則によるものとする。

(改定)

第8条 本規約の改定は、会員サービス委員会にて起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 2022年9月29日 第3回理事会制定、同日施行